

八雲町地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程の一部を改正する規程

八雲町地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(趣旨) 第 1 条 略 (報酬) 第 2 条 委員が八雲町地域公共交通活性化協議会の会議（以下「会議」という。）に出席したときの報酬は、日額 6,000 円とする。 ただし、行政機関の職員、その他申し出のあった委員については支給しない。 2 略	(趣旨) 第 1 条 略 (報酬) 第 2 条 委員が八雲町地域公共交通活性化協議会又は <u>部会</u> の会議（以下「会議」という。）に出席したときの報酬は、日額 6,000 円とする。ただし、行政機関の職員、その他申し出のあった委員については支給しない。 2 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則
この規程は、令和 7 年 4 月 30 日から施行する。

八雲町地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八雲町地域公共交通活性化協議会設置要綱に規定する委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 委員が八雲町地域公共交通活性化協議会又は部会の会議（以下「会議」という。）に出席したときの報酬は、日額6,000円とする。ただし、行政機関の職員、その他申し出のあった委員については支給しない。

2 委員の代理の者が出席したときは、出席した者に支払う。

3 会議の議決及び承認案件が書面開催となったときは、当該議決、及び承認に参加した委員に限り支払う。

(費用弁償)

第3条 委員が会議に出席したときは、費用弁償を支給する。ただし、行政機関の職員、その他申し出のあった委員については支給しない。

2 費用弁償額は、別紙のとおりとする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月26日から施行する。

この規程は、令和7年4月30日から施行する。

別表

種 類	費用弁償額	備考
車賃	30 円/1km	路程 1km 未満の端数は切り捨て
公共交通機関	実費額	タクシーは除く。

備考

- 1 片道 2km 未満の者については、これを支給しない。
- 2 最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。ただし、天災その他やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 公共交通機関は、最も経済的な通常の経路及び方法で利用した時点の運賃とする。ただし、天災等、その他やむを得ない場合を除き、当該運賃を車賃として支給する。